

平成 21 年度 第 1 回 大和市障害者福祉計画・障害福祉計画策定委員会

日時：平成 21 年 7 月 9 日（木） 13：30～16：00

場所：大和市保健福祉センター 4 階 講習室

参加者

委員：境委員、鈴木委員、星野委員、鳥原委員、春日委員、市川委員、柴崎委員、
阿南委員（欠席）、土橋委員（欠席）、澤田委員、田邊委員

事務局：柳次長、菊地原課長、柏木主幹、進藤係長、民實、笹岡、高瀬、徳増

会議次第

1. 委嘱式

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 次長あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 大和市障害者福祉計画・障害福祉計画策定委員会規則について
- (5) 会長及び会長職務代理の選出

開会

2. 議 題

- (1) (仮称)大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計画について
- (2) 第 1 期障害福祉計画見直しの時に出された課題について
- (3) 意識調査の進捗状況について
- (4) 団体等ヒアリングについて
- (5) 計画書の構成について
- (6) 大和市の障がい者の状況について
- (7) (仮称)大和市障がい者福祉計画の理念・計画体系について

3. その他

1. 委嘱式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 次長あいさつ

今年度は、障がい者計画と障がい福祉計画をあわせて作成する。前者は、理念計画、後者は数値目標をかかげた実施計画となる。委員のみなさまには、各団体の立場を代表し、それぞれの視点にたった忌憚のない意見をお出しいただきたい。

- (3) 自己紹介

(4) 大和市障害者福祉計画・障害福祉計画策定委員会規則について

(5) 会長及び会長職務代理の選出

鈴木会長あいさつ

委員のあいさつにもあったように、一人ひとりの障がい特性、一人ひとりのハンディキャップに対応できる支援施策を盛り込んでいきたい。限られた委員会の回数であるが、十分な議論をつくり、進めていきたいと思うので、ご協力をよろしくお願ひしたい。

2. 議 事

(1) (仮称) 大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計画について

(主な意見)

委員：今回のアンケート調査票について調査項目の確認の依頼を受けたが、時間的にはもうすこし余裕をもって行ってほしい。また、今後のアンケート、ヒアリングの実施にあたり、3障がいや身体障がいというくくりではなく、運動障がい、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい知的障がい、精神障がいの障がい特性ごとに、実態を押さえてほしいと思うがどのような予定になっているか。

事務局：アンケートにおいては、設問の選択肢として、身体障がい者のさらに内訳を把握する設問をもうけており、集計によって、細かい障がい種別の状況を把握することができる。ヒアリングでは、既存の団体が対象となっているが、身体障がい者関連の団体にヒアリングを行う際に、細かい障がい種別の状況についてもお話をうかがっていきたい。

会長：この委員会では、法律にもとづく3障がいということだけにとらわれず、個々の障がい特性を押さえて、議論を進めていきたい。

(2) 第1期障害福祉計画見直し時に出された課題について

(主な意見)

委員：移動支援についての要望や意見が多くだされている。自立支援協議会では、移動支援の利用者への実態調査を行い課題を把握した。およそ、課題は網羅されているが、1点、「わかりやすい広報の徹底」を課題に追加してほしい。これが、障がい者のサービスの利用に非常に重要な要件となっている。

委員：これまで障害者計画を実行した結果、これらの課題がでてきたのだと理解している。ぜひ、この課題に番号を振り、優先度を決め、対応する担当者を決めて、課題の対応が追えるようにしてほしい。そうすれば、課題は順に解決につながっていくだろう。

事務局：これらの課題については、行政だけでできるものと、自立支援協議会などで協議していくべき部分があり、また、課題のレベルも様々なものが混在している。その辺については委員の方の意見はどうか。整理した上でないと優先度はつけにくいと思う。

会長：障害者計画と障害福祉計画の2つの計画があるが、そのいずれにも取り入れにくい課題もあがっているようだ。しかし、課題がこのまま放置されない対策が、必要である。

委員：前計画の時にもほぼ同じ課題があったように思う。解決されないまま、今期の計画に引き継がれたかと思うと残念だ。育成会でも独自に動き、家賃補助などの要望を県に申しでたりしている。何か一つでも解決していきたい。

会長：課題についての取組方法もいろいろ考えられるのではないかと。そうした面からも意見をいただきたい。

事務局：県では、在宅重度障害者手当ての一部を残して対象外になる改正が行われた、この改正にあたり各団体等のヒアリングで医療ケアの充実などの取り組みが見込まれることから課題の取り組みについては国、県制度の変化の確認も必要と思われる。策定期間内だけに課題解決を限定していくのも難しい。また自立支援協議会ではどう考えていくかも必要である。

委員：自立支援協議会の会議は話すだけではなく、課題にこたえるためにあると考えている。特に緊急性の高いものはなにか、われわれだけでもできることは何かという視点で取り組みたい。身障部会では、移動支援についても検討している。

委員：自立支援協議会では、行政は事務局として一歩引いた形で関わっているが、もう少し行政の積極的な関わりを期待したい。

会長：では、課題については、優先度づけは行わないが、IDをふって全体で進捗を認識していくことが必要である。

(3) 意識調査の進捗状況について

(4) 団体等ヒアリングについて

(主な意見)

委員：今回のアンケートは規模が大きいものと思うが、プリテストは実施したのかどうかを知りたい。また、ヒアリングでは、シートの設問が非常に大きなくくりに見えるがその点はどうか。

事務局：今回のアンケート調査は、計画の改定に伴うもので、基本的な調査設計の考え方は大きく変わるものではなかったこと、加えて、委員会で重ねられた意見交換から、調査のポイントとなる部分が明らかであったことから、プリテストは実施していない。

ヒアリングについては、あまりに細かすぎる設問の設定は、回答する側の柔軟な発想や意見を妨げることになるため、この位のくくりでよいと考えている。特に、

現場の方達の具体的な問題認識や、解決のアイデアや意見を汲み取りたいと考えており、実際に計画に反映できる情報を得たい。シートの限界はあるので、ヒアリングの際に、項目以外のことも十分にお聞きしたい。

委員：これだけの大規模なアンケートなので、プリテストの実施については今後も引き続き実施を検討していただきたい。

会長：考え方としては理解できるものである。今後も議論をつくして進めていきたい。

委員：前回の計画策定時には、ヒアリングの記録が発言と全く違うことがあった。そういう事が無いように、記録を一度ヒアリングの対象者に戻し確認はとってほしい。

委員：業者任せにせず、市の職員もヒアリングに同行し、現場の状況を把握して計画に反映させてほしい。丁寧な計画づくりを実践してほしい。

事務局：そのように対応する。私もできる限り参加する。

会長：そのように対応してほしい。特にヒアリングシートについては、誤解を招かないためにも一度対象に戻し確認を取ることをお願いする。

会長：進行の流れとして次第(6)大和市の障がい者の状況を先に説明し(5)計画の構成、(7)(仮称)大和市障がい者福祉計画の理念・計画体系についてを同時に説明したほうがよいと思うが事務局はどうか。

事務局：大和市の障がい者の状況は、計画の中に掲載される部分であるため、計画の構成の後に説明することを考えていたが、先に大和市の障がい者の状況を説明する。

(6)大和市の障がい者の状況について

(5)計画書の構成について

(7)(仮称)大和市障がい者福祉計画の理念・計画体系について

(主な意見)

委員：統計については、できる限り、6障がいの者下位分類で数値を出してほしい。たとえば区分認定における一次審査と二次審査の判定の変化がどのようになっているか。また、区分認定とサービス利用の人数はどのようになっているかなど。さらに、障がい者同士の夫婦、親子、子どもなどの世帯状況などの統計も必要である。

事務局：障害程度区分認定の偏在については、その年度1年間の判定状況を示す資料で一次判定と二次判定の変化を示すものがあるが、今回は3月31日現在の障害程度区分認定の区分別人数であり一次判定と二次判定の変化を示す統計は付加していない。

また、区分認定とサービス利用の人数については、データを確認し検討させて欲しい。障がい者同士の夫婦、親子、子どもなどの世帯状況は統計が無い。

- 事務局：障がい者の世帯状況については、現状では統計データはなく、住基などとのつきあわせが必要になる。個人の特定など、プライバシー保護上、実施は難しい面もあると思われる。1番目2番目については可能かどうかを検討してみる。
- 委員：一次判定と二次判定の区分認定の違いを把握したい理由はなにか。
- 委員：一次判定を出す際に、特記事項を書くようになっている。判定の項目を補足するために、特記事項があるわけだが、それがどの程度効果的であるのかを見ていく必要があると考えている。
- 委員：それを統計でみていけるのか。区分判定の質の問題ではないかと思う。
- 事務局：区分判定の問題と特記事項の関係について、計画本体の中に、どのように盛り込めるとよいかの意見が聞けると、検討していくことができる。
- 会長：この点については、今後も引き続き議論をしていきたいと思う。
- 次長：指摘のあった課題については、制度の枠組みで対応できないものは、市の単独の事業として対応することになる。25億の予算枠が決まっている中で、他の事業とのやりくりや調整が必要になる。
- 委員：計画書が住民に浸透するように、地域の人達への計画内容の周知についても力を入れる必要がある。そこはどのように考えているか。
- 事務局：健康福祉総務課でも地域行動計画を策定しているが8月に予定されている地域説明会で、計画をPRしていきたい。
- 委員：自立支援協議会定例会で、移動支援について具申をまとめた。これらはどの段階で、どう本計画に反映させていくことになるか。
- 委員：自立支援協議会の部会として、移動支援の問題を話している。定例会の中で移動支援について具申として採択されており、10月8日の第2回委員会で、具申を計画作成の委員会にあげていきたい。

3. その他

次回の開催日程。 10月8日(木)14時～、11月12日

以上

「(仮称)大和市障がい者福祉計画・大和市障がい福祉計画」の策定について

1 障害者福祉計画・障害福祉計画

- ・障がい者福祉に係る計画には、障害者基本法に基づく障害者福祉計画(理念計画)と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画(数値計画)の二つの法定計画があり、本市ではこの二つの計画を一体的に平成19年3月ハートフルプランとしてまとめ、平成21年3月に計画期間終了となっている。

2 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人にかかわる施策の基本方向を分野ごとに明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としている。また、市総合計画の部門計画に当たり、障がい者福祉の観点から本市が取り組むべき具体的な施策を定める**理念計画**である。

障害福祉計画は、障害者自立支援法(18年4月施行)に基づき、H23年度まで障がい福祉サービスの実施内容、必要量を明らかにすることを目的としており、計画期間は3年を1期としている。(平成20年度に21年度~23年度までの計画の見直しを行っている。)また、障害者福祉計画の**実施計画**に当たる。

3 計画策定の背景

障害者福祉計画及び障害福祉計画の両計画については、第8次大和市総合計画及び自立支援法抜本の見直し受け策定する必要があることから、21年度に、21年度以降の両計画を一体的な計画として策定していく。

- ・「障害福祉計画」はH21年度から3年間の策定を障害者自立支援法により義務付けられており、H20年度に第2期計画を、暫定的な数値として見直しを行った。
- ・しかしながら「第2期障害福祉計画」については、理念計画である「障害者福祉計画」が策定されていないことと障害者自立支援法の抜本の見直しが明確になっていない中での見直しとなった。

4 計画期間

障害者福祉計画 平成21年度~平成26年度

- ・第8次大和市総合計画の基本計画、第3期障害福祉計画の終了を考慮し、6年間の計画とする。

障害福祉計画(第2期)平成21年度~平成23年度

(仮称)障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定に係るスケジュール

内容\月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	22年		
											1月	2月	3月
策定委員会 開催					第1回 7/9 第1回開議 ・福祉計画策定 方針説明 ・大和市の現 状 ・定例調査進 捗状況 ・団体ヒアリン グについて			第2回 10/8〔予定〕 ・アンケート分 析結果報告 ・団体ヒアリン グ調査報告 ・大和市の課 題 ・子育て検討	第3回 11/12〔予定〕 ・計画案案検 討・確定 ・地域福祉計 画ヒアリング報 告			第4回 ・パブリコ 報告と計画 反映 ・福祉計画 策定確定	
	計画策定			アンケート等によるニーズ把握実施	アンケート等のニーズ等の集計・分析 団体ヒアリングの実施	施設訪問検討 子育て策決定		計画案案取りまとめ		パブリックコメント		計画確定	3月議会報告
自立女性支援委員会 〔定例会〕				・福祉 計画策 定方針 説明	各委員会ヒアリング		・計画 案 子育て 説明		・計画案 案説明				
庁内検討会				関係各課ヒアリン グ					計画案案検 討				
地域福祉計画との連 関							地域福祉計画の説明会に参画し地 域生活をテーマに意見発表および計 画のアピール						

第 1 期障害福祉計画見直しの時に出された主な課題について

相談支援

障がい福祉課へ相談に行くのは敷居が高い。

- ・身近な場所で相談を受ける体制を整えて行くことが必要。

相談支援事業について、ケアマネジメントの視点が欠けている。

移動支援・送迎

保護者や通所者の高齢化に伴う送迎の確保。(生活介護など日中活動系サービスについての送迎について)

通所による送迎や通学、日中一時支援や短期入所における送迎に大きなニーズがある。

- ・送迎や移動支援については、単体の事業ではなくて、他の事業と組み合わせることによって、大きな意味をもっている。

移動支援事業について原則 10 時間の支給決定では不足である。

夏休み期間中に児童が利用する場合、支給決定時間が不足している。

特別支援学校について、小学校高学年になるとスクールバスに乗れない状況がある。また、小学校までは地域の学校に通学していたが、中学校から特別支援学校への進学を希望してもスクールバスでの送迎が受けられないため、断念するケースも見られる。

移動支援事業におけるヘルパーが不足している。(利用が土日に集中している実態、男性ヘルパーの必要性、夏休み期間中の利用集中など)

- ・事業所のヘルパーの確保、研修や育成について課題である。
- ・事業従事者の条件の緩和。(ヘルパー 2 級がなければ移動支援ができない状況があり、ヘルパー不足に拍車をかけている。)

報酬単価が低いために事業所が成り立たない。

移動支援が市町村事業になったことが大きな問題で、全国的に取り組むべき課題である。

短期入所

単独型短期入所について、日中活動の場に近いところで受け入れることが理想的。(特に、重度の方は慣れた場所で泊まるのが望ましい。)

利用者が固定されている。

児童、重度心身障害者、医療ケアを要する障がい者を受け入れる施設が不足している。

児童を受け入れる短期入所施設が少ない。

精神障害者の短期入所ができる施設は少ない。

日中一時支援

日中一時支援利用時に送迎が必要。

施設設備面(バリアフリー)から肢体不自由児者が利用しにくい。

土日の利用と肢体不自由・重症心身障害者、高校生を受け入れる事業所の不足している。

就労

法定雇用率の向上が必要。

ソーシャル・インクルージョンに向けた障害者の就労について。

・障がい者雇用のあり方の検討

グループホーム・ケアホーム

自立支援法の施行による報酬単価の日割り計算により運営上の問題がある。

消防法の問題があり、設備面から設置が難しい。

利用料以外（家賃・食費等）の負担が大きい。

重症心身障害者・難病患者

重心施設など医療対応が必要な社会的資源が不足している。

入浴サービス

訪問入浴事業では、家庭内入浴の使いにくさがある。

施設入浴の要望

その他障害福祉サービスについて

居宅介護従事者（ホームヘルパー）の不足

サービス従事者の質の向上と障害特性への理解

日額報酬の弊害

(仮称)大和市障がい者福祉計画策定に向けた意識調査の概要

1. 調査の目的

(仮称)大和市障がい者福祉計画の策定にあたり、大和市障害者福祉施策の実施状況、その他自立支援法の施行に伴う新たな課題、障がい者を取り巻く状況の変化等をふまえ、今後の施策の課題および方向性の検討に資するための意識調査を行う。

2. 調査対象

・障害種別で同じ15%の抽出率とする。

(障がい者数はH21.3.31現在)

	障害者数(母集団)	調査対象者数	抽出
身体障害者	5,065	760	身体障害者手帳より約15%の抽出 (年齢、等級、障害種別を考慮)
知的障害者	1,092	160	療育手帳より約15%の抽出(年齢、等級を考慮)
精神障害者	2,350	355	自立支援医療受給者証所持者より約15%の無作為抽出
合計	8,507	1,275	約15%

「15%」の設定理由:

母集団8,507人に対して、通常の統計調査において信頼性があるとされる許容標準誤差5%の条件で必要となる標本数は、約400となる。また、前回の結果から、回収率を70%と想定した場合には、必要な配布数は、約600となる。従って、調査全体としては、母数全体の7.5%程度の標本を確保すればよいこととなる。一方で、回収率の変動もありえる。

ゆえに今回の調査においては7.5%の倍の15%の標本を確保することとし、標本数を導いている。

3. 調査方法

(1) 調査実施期間

平成21年6月23日(火)～平成21年7月7日(火)

(2) 実施方法

郵送調査法による

4. 調査項目の概要

アンケート調査にあたっては、3障がいについて共通とした一般調査を基本に、障がい内容による特性も踏まえた意見を反映できる内容としたことから、系列的質問項目範疇に必要に応じて特定質問項目を付加し、質問項目数を極力減らし、対象者に負担をかけないように設定するとともに、クロス集計方法を活用することで対応を図る方式とした。また、市の第8次総合計画の理念を基本に、まちづくり、子育て、地域、人権等に関連する内容については、それぞれの個別計画で、障がい者への対応が基本的に示されていることから、障がい者の実態を補完する必要最小限での調査項目とした。

なお、障がい身体状況による意向、介護者家族等の意向、事業所、等については、関係機関及び団体へのヒヤリング及び自立支援協議会を通して把握し、アンケートと合わせて総合的に分析していくこととする。

調査項目の一覧

分類	質問番号	質問項目
属性 (精神障がい者等)	1	回答者
	2_1	性別
	2_2	年齢
	3	住んでいる地域
	4	生活している場所
	5	同居者
	6	障害者手帳の受給の有無
	付問	手帳の種類
	付問	自立支援受給者証の有無
	7	身体障害者手帳
	8	病院を受診した時期
	9	利用している医療機関
	付問	受診形態
日頃の生活	10	日常生活の状況
	11	主な介助・支援者
	12	住まいの悩み
	13	外出の頻度
	14	外出の際に困ること
	15	余暇の過ごし方
	16	年間収入について
	17	介助・援助の悩み
障がい児	18	通園・通学先
	19	障がいに気づいたきっかけ
	20	障がいに気づいてから医療機関を受診するまでの期間
	21	医療機関受診までの支援
	22	放課後等のデイサービスの利用意向
	23	卒業後の進路
	24	こどもの支援策
	25	現在の職の有無
就労	26	仕事の形態
	27	仕事の月収
	28	働いていない理由
	29	今後の働き方
	30	働くために必要なこと
	31	大和市障がい者自立支援センターの認知度
	付問	利用意向
	地域生活 (災害時の避難)	32
付問		満足していない理由
33		希望する暮らし方
34		グループホーム・ケアホームの利用意向
35		グループホーム・ケアホームの利用促進に必要な事
36		地域での生活のために必要なこと
37		事業所に望む支援内容
38		災害時の単独避難の状況
付問		単独避難できない理由
39		「災害時の要援護者支援制度」で課題となること
(短期入所支援) (日中一時支援) (相談)	40	短期入所を利用したい場所
	41	日中一時支援事業利用の目的
	42	相談したい内容
	43	相談後の支援
	44	気軽に相談するために必要なこと
	45	福祉情報の提供先で充実を望む箇所
	46	意見・要望

(仮称)大和市障がい者福祉計画策定に向けた団体等へのヒアリング概要

1 調査目的

計画策定にあたり、障がい者の支援活動における現状と課題、活動意向などを把握し、障がい者の生活を地域で支えるあり方を検討し計画策定のための参考とする。

2 調査対象及び内容

対象	ヒアリング項目（質問シートを事前に配布）
大和市自立支援協議会各専門部会 (精神障害者部会・身体障害者部会 ・児童部会・就労部会)	各分野の現状と課題について 事前質問シートからのヒアリング
障がい者福祉サービス提供事業所等 (入所・通所施設・グループホーム・地域 作業所・相談支援事業所)	当該施設の活動について 相談事業の活用 就労・地域生活に関する取り組みについて 自立支援法施行後の変化について 他団体・他機関との連携について 地域や行政について期待することについて
療育・保育・教育施設 (知的障害児通所施設・保育園・幼稚園・ 小学校・中学校・養護学校)	当該施設の活動について 相談事業の活用 進路・就労について 自立支援法施行後の変化について 他団体・他機関との連携について 発達に不安のある児童や障がい児の療育・保育・教育について 地域や行政について期待することについて
当事者団体・親の会(部会含む)	当該施設の活動について 相談事業の活用 就労・地域生活に関する取り組みについて 自立支援法施行後の変化について 他団体・他機関との連携について 地域や行政について期待することについて

3 調査方法

自立支援協議会各専門部会においては、各部会で検討している課題や解決方法等についてのヒアリングと各部会員に配布する事前質問シートから記載内容に沿って行うヒアリングを1時間から1時間半程度行う。

その他の団体については事業所等に訪問し事前質問シートから記載内容に沿ってヒアリングを1時間から1時間半程度行う。

4 調査機関

平成21年7月6日(月) ~ 平成21年8月7日(金)

+

大項目	中項目	内容およびそのポイント	目・表・図等	備考
1. 策定の背景と目的	1. 現在の障害福祉を取り巻く状況	(1) 障害福祉を取り巻く社会情勢	表 障害者自立支援法の趣旨 引用 障害者の権利に関する条約 引用 障害者自立支援法	
	2. 障がい者福祉計画・障がい福祉計画の位置づけ	(1) 法律における計画の位置づけ	引用 障害者基本法 引用 障害者自立支援法	
	3. これまでの計画策定等の経緯	(1) 大和市障害者計画策定の経緯を巡り、施策の格差およびその改善の必要をまとめる。	表 大和市の障害者施策のポイント一覧表	
2. 本計画の位置づけ	1. 今回の計画策定にあたって重視すべきこと	(1) 人員の確保や人材の確保が進捗すること (2) 地域と共に自立した生活の幅が広がること (3) 自立支援の多様な仕組みが構築されること	* 地区や地域の格差を生かした住居に身近な活動や事業を推進し、地域福祉の基盤を固めること。(社会改革プランより)を参照する。	
	2. 計画の位置づけ	(1) 関連計画との関係 (2) 計画の役割	図 関連計画との関係図	
	3. 計画の特色一評価一修正の仕組み	(1) 計画の進捗管理 (2) 計画の推進体制	図 計画の進捗管理の流れ	
3. 市の現状と課題	1. 大和市の障がい者の状況	(1) 障害者手帳所持者数の推移 (2) 身体障害者数 (3) 障害児数	(脚注)	
	2. 障がい者の意識	(1) 意識の調査 (2) アンケート結果のまとめ (3) ヒアリング結果のまとめ	※施策の体系につながる意識調査の結果	
	3. 大和市の取組みと今後の課題	(1) 障がい者団体の現状 (2) 市民会の取組み (3) 今後に向けた課題	※団体や障害者施設の取組みも含める	
4. めざすまちの姿	1. 基本理念 2. めざすまちの姿	基本理念をより具体的な地域環境として説明する (イラストや写真によるイメージを添える)	※図表化	
5. 計画体系	(計画の全体構造)			
6. 計画	1. めざすまちの姿の概要とその関係性の整理 2) それぞれのめざすまちの姿の説明 3) めざすまちの姿の下に入る取組み方針と具体的な取組み	※取組方針のポイント：①現行計画より具体化する→第三者が見てもどのような活動が行われるのかわかる表現に、②計画の修正を視野に入れる。	※取組方針については、趣旨と目的を明記する。 ※その他：施策に取組んだ具体的な活動を紹介する(現地写真も含めて) ※活動事例、※意識目標	
ア. 障がい福祉計画	1. 障害者自立支援法の施行 2. 新たなサービス 3. 障害福祉計画の内容 4. 自衛隊と防災連携推進する方策	-	-	
資料編	1. 地域交流型参加プログラム公表(施設分布図含む) 2. コイフステージ型障がい者支援施策の一覧 3. 障害者福祉計画・障害福祉計画策定委員会名簿 4. 障がい者による重要意見	(施設分布図を添付)	-	

第 1 章 大和市の障がい者の状況

第 1 章 大和市の障がい者の状況第 2 節 障がい者数

1 障がい者手帳所持者数の推移

平成 21 年の身体障がい者手帳所持者は 5,065 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 767 人、療育手帳所持者（知的障がい者）は 1,092 人でした。

平成 12 年以降の手帳所持者数は増加傾向にあり、身体障がい者数は 1.42 倍、知的障がい者数は 1.67 倍、精神障がい者数は 4.06 倍となっています。

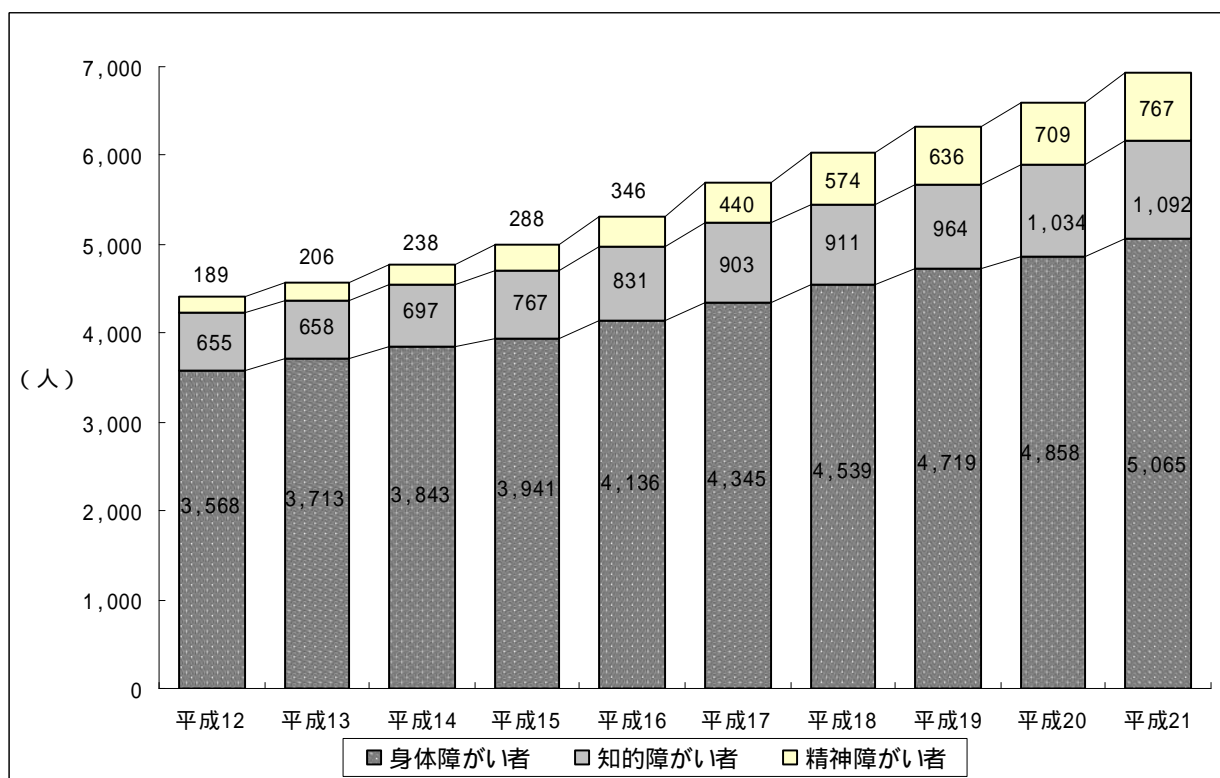
表 2 障がい者手帳所持者数の推移

各年 3 月末現在（単位：人）

	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
身体障がい者	3,568	3,713	3,843	3,941	4,136	4,345	4,539	4,719	4,858	5,065
知的障がい者	655	658	697	767	831	903	911	964	1,034	1,092
精神障がい者	189	206	238	288	346	440	574	636	709	767
人 口	211,678	212,761	214,977	217,031	218,999	220,339	221,220	222,368	222,917	224,231

「人口」は平成 12 年、17 年は国勢調査。国勢調査中間年における人口は、国政調査結果を基準として、住民移動等を基に算出した推計人口（大和市総務部総務課推計 / 各年 10 月 1 日現在）。

グラフ 4 障がい者手帳所持者数の推移



2 身体障がい者（身体障がい者手帳所持者数）

平成 21 年の身体障がい者手帳所持者数は、5,065 人でした。平成 12 年からみると、1.42 倍の増加となっています。

障がい程度の構成比は、重度者（1 級・2 級）が 54.5%と半数を占めています。

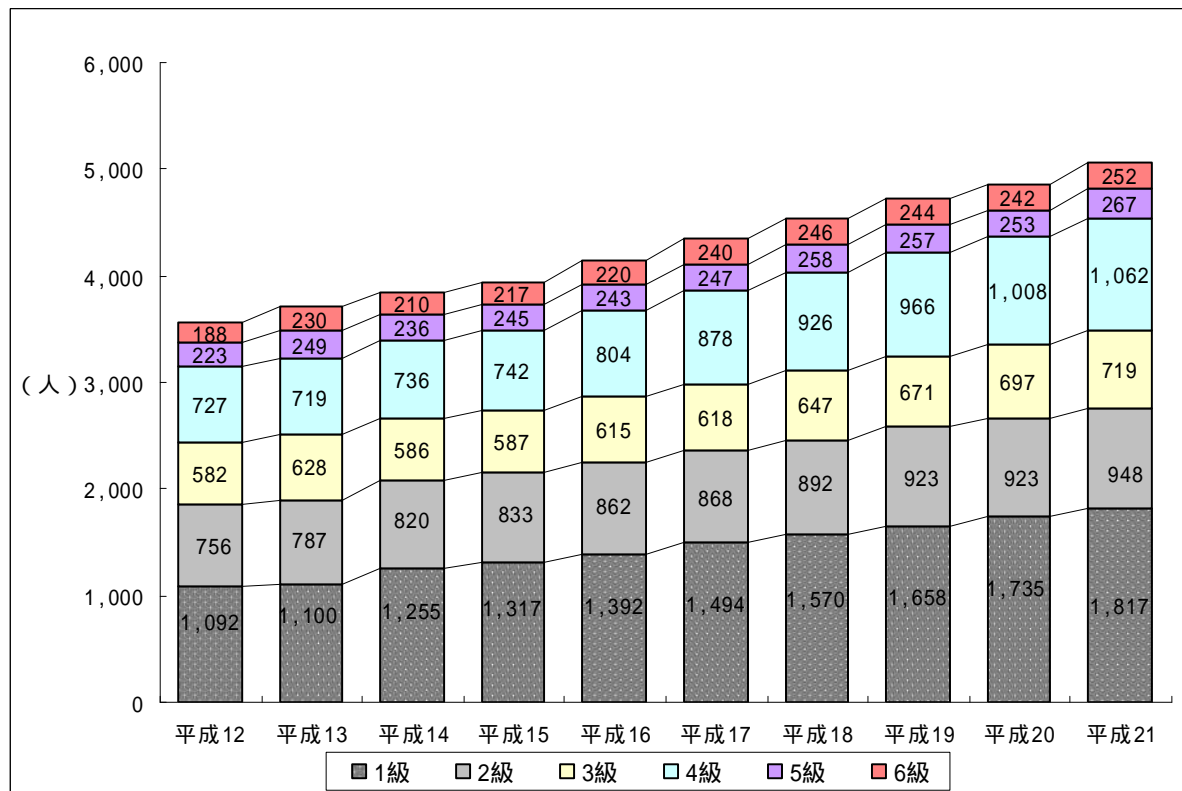
表 4 身体障がい者手帳所持者数の推移

各年 3 月末現在（単位：人）

	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
1 級	1,092	1,100	1,255	1,317	1,392	1,494	1,570	1,658	1,735	1,817
2 級	756	787	820	833	862	868	892	923	923	948
3 級	582	628	586	587	615	618	647	671	697	719
4 級	727	719	736	742	804	878	926	966	1,008	1,062
5 級	223	249	236	245	243	247	258	257	253	267
6 級	188	230	210	217	220	240	246	244	242	252
合計	3,568	3,713	3,843	3,941	4,136	4,345	4,539	4,719	4,858	5,065

資料) 大和市「保健と福祉」各年版

グラフ 6 身体障がい者手帳所持者数の推移



障がい部位別にみると、平成 21 年では、肢体不自由者が 3,063 人で、全体の 6 割を占めています。その次に、内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語機能障がいの順に多くなっています。内部障がいは過去 10 年間で 1.61 倍に増加しています。

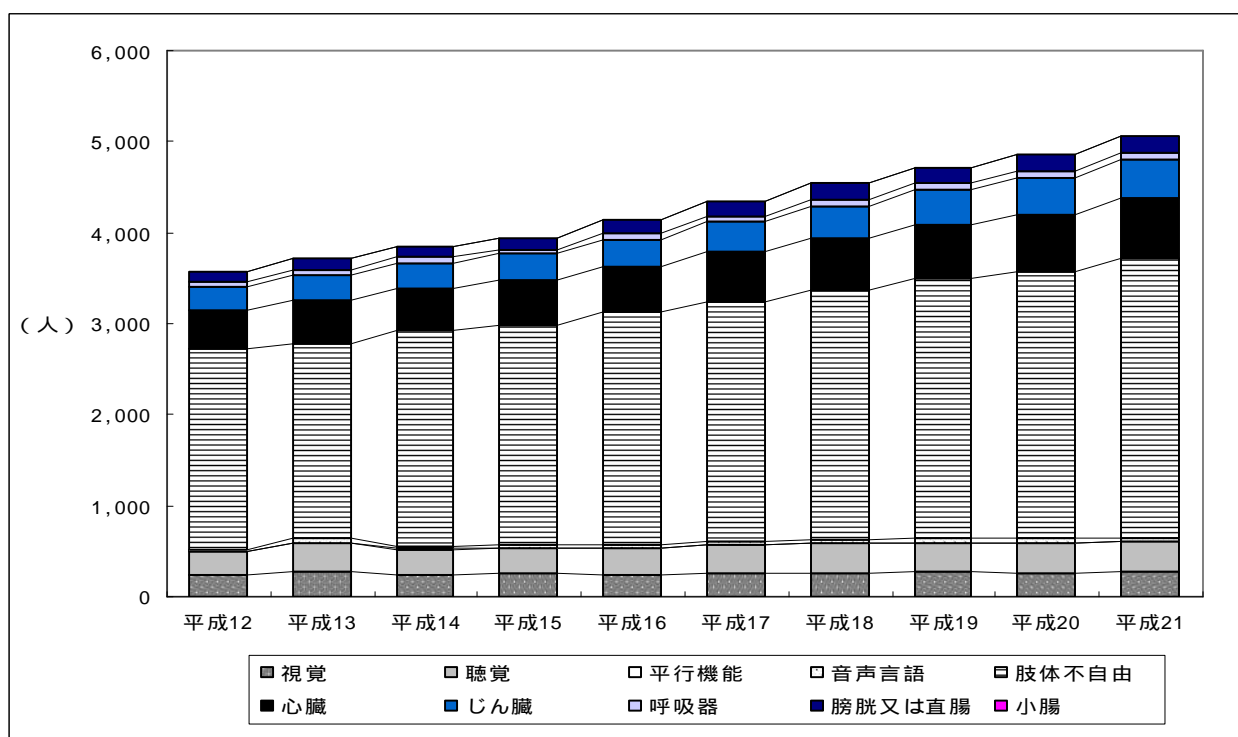
表 5 障がい部位別数

各年 3 月末現在 (単位: 人)

	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21
視覚	237	283	245	254	248	256	266	269	264	275
聴覚	252	300	279	282	285	310	322	322	322	327
平行機能	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
音声言語	28	54	32	36	42	42	45	47	47	46
肢体不自由	2,212	2,148	2,369	2,416	2,550	2,635	2,741	2,849	2,927	3,063
心臓	423	468	469	483	491	539	571	601	638	673
じん臓	250	271	274	294	311	334	350	377	395	418
呼吸器	53	65	59	53	57	64	67	77	73	65
膀胱又は直腸	111	122	114	121	149	163	175	175	189	195
小腸	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
合計	3,568	3,713	3,843	3,941	4,136	4,345	4,539	4,719	4,858	5,065

資料) 大和市「保健と福祉」各年版

グラフ 7 障がい部位別数



3 知的障がい者（療育手帳保持者）

平成21年の療育手帳の所持者数は、1,092人でした。平成11年に対し、1.68倍の増加となっています。平成12年からの動向をみると、重度者の数がそれほど増加しなかった一方で、最重度者の数は139人から238人に増加（1.71倍）、軽度者の数は124人から350人に増加（2.82倍）しています。

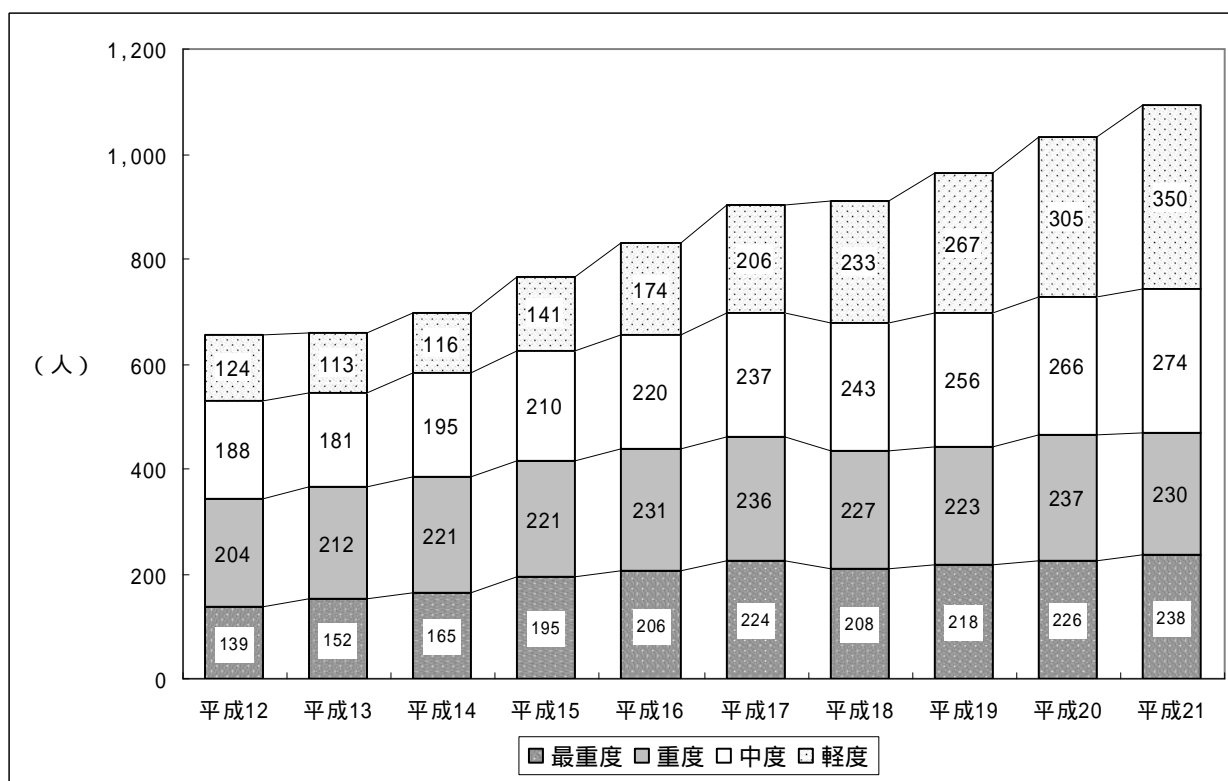
表6 療育手帳数（知的障がい者）の推移

各年3月末現在（単位：人）

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
最重度	139	152	165	195	206	224	208	218	226	238
重度	204	212	221	221	231	236	227	223	237	230
中度	188	181	195	210	220	237	243	256	266	274
軽度	124	113	116	141	174	206	233	267	305	350
合計	655	658	697	767	831	903	911	964	1,034	1,092

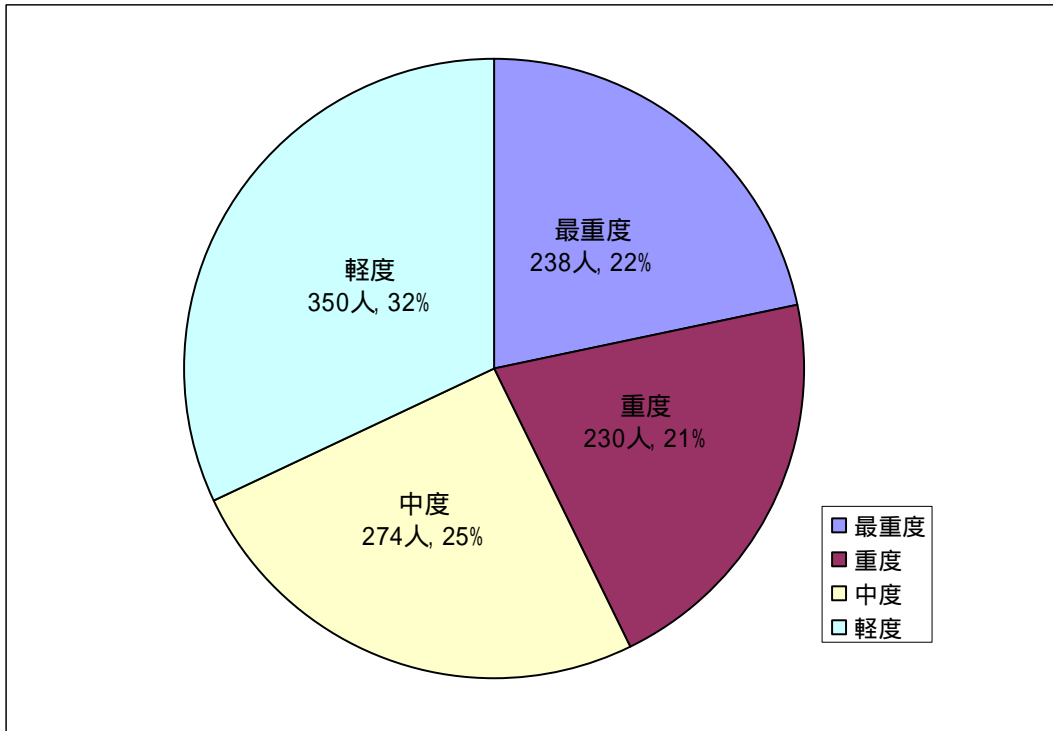
資料) 大和市「保健と福祉」各年版

グラフ8 療育手帳数（知的障がい者）の推移



平成 21 年の知的障がい者の障がい程度別の構成比をみると、重度（最重度、重度）が 43%を占めています。また、増加傾向にある軽度者は全体の 32%を占めており、最も規模の大きい集団となっています。

グラフ 9 障がい程度別構成比（平成 21 年）



4 精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳所持者）

平成21年の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、767人でした。

平成12年以降の精神障がい者数の動向をみると、手帳所持者数は189から767へ4.06倍に大きく増加しています。

表7 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

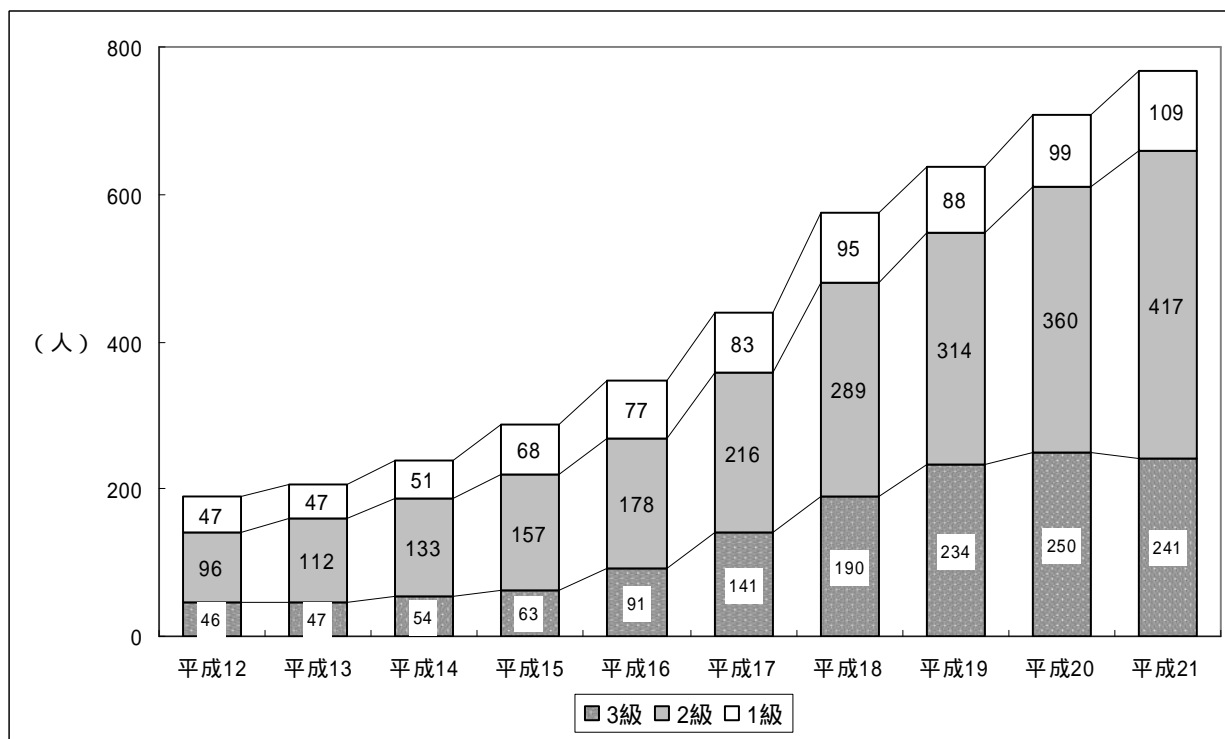
各年3月末現在（単位：人）

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
3級	46	47	54	63	91	141	190	234	250	241
2級	96	112	133	157	178	216	289	314	360	417
1級	47	47	51	68	77	83	95	88	99	109
有効手帳数	189	206	238	288	346	440	574	636	709	767

資料) 大和市「保健と福祉」各年版

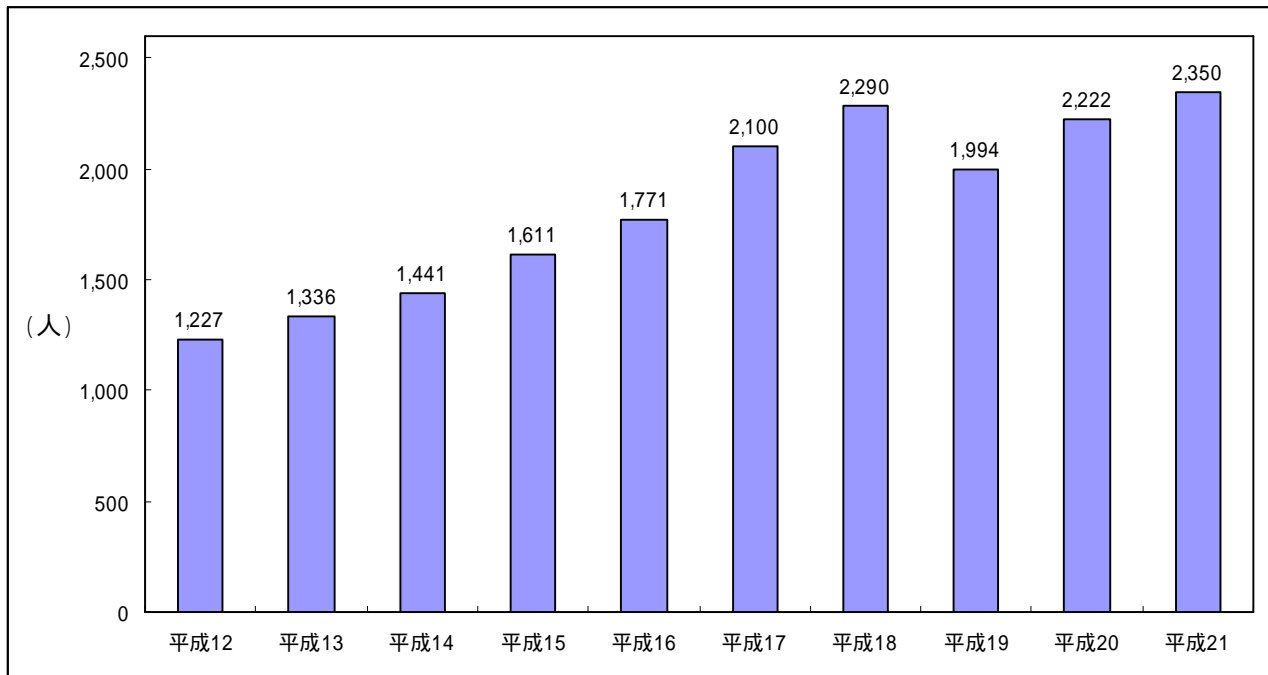
平成15年以前は障がい福祉課調べ

グラフ10 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



グラフ 1 1 自立支援医療受給状況

各年 3 月末現在



資料) 大和市「保健と福祉」各年版

平成 15 年以前は障がい福祉課調べ。平成 18 年 3 月までは、精神障害者通院医療費公費負担受給者数。

第3節 障がい児の状況

1 障がい児数

身体障がい児数は、平成12年に108人でしたが、平成21年に127人となっています。年により増減がみられますが、この10年間は微増で推移しています。

知的障がい児数は、平成12年に161人でしたが、平成21年に466人となっており、この10年間で2.89倍となっています。

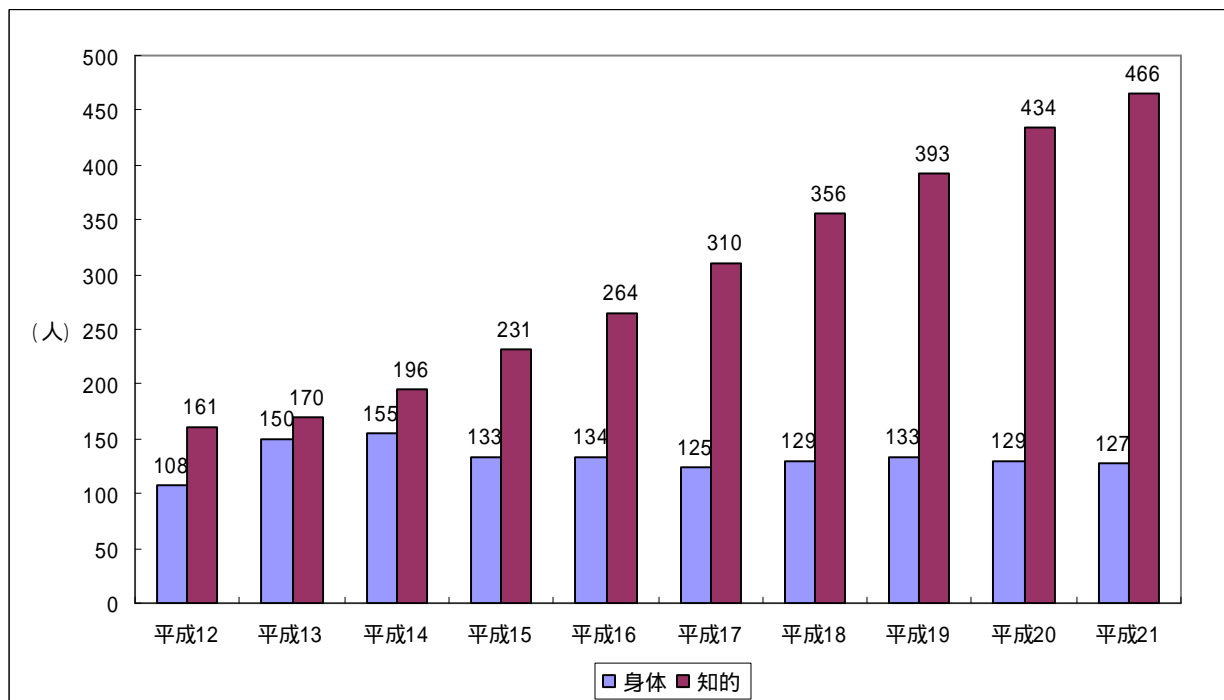
表8 身体障がい児と知的障がい児数の推移

各年3月末現在（単位：人）

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
身体	108	150	155	133	134	125	129	133	129	127
知的	161	170	196	231	264	310	356	393	434	466
合計	269	320	351	364	398	435	485	526	563	593

資料) 大和市「保健と福祉」各年版

グラフ12 身体障がい児と知的障がい児数の推移



知的障がい児の数の推移を等級別にみると、最重度は16人から89人(5.56倍)、重度は55人から76人(1.38倍)、中度は56人から85人(1.52倍)、軽度は34人から216人(6.35倍)に増えています。

重度および軽度の数の増加が顕著となっています。

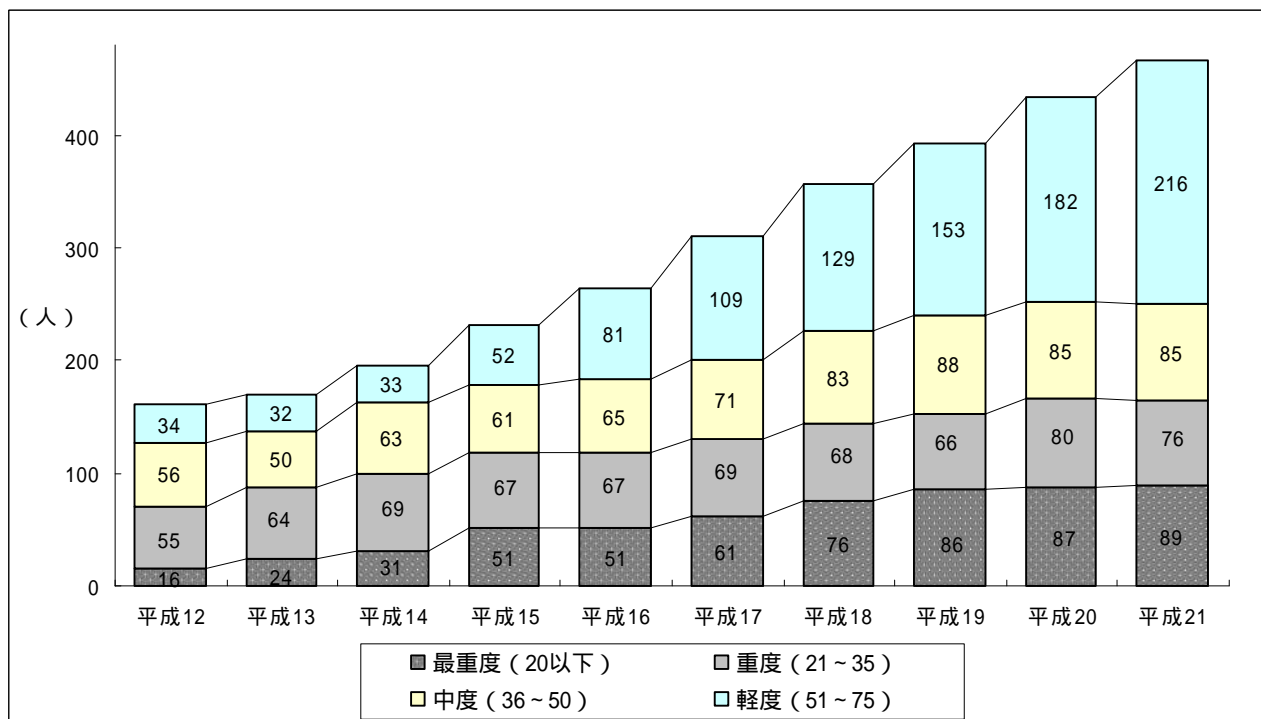
表9 知的障がい児数の推移(等級別)

各年3月末現在(単位:人)

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
最重度(20以下)	16	24	31	51	51	61	76	86	87	89
重度(21~35)	55	64	69	67	67	69	68	66	80	76
中度(36~50)	56	50	63	61	65	71	83	88	85	85
軽度(51~75)	34	32	33	52	81	109	129	153	182	216
合計	161	170	196	231	264	310	356	393	434	466

資料)大和市「保健と福祉」各年版

グラフ13 知的障がい児数の推移(等級別)



2 特別支援学級・児童、生徒数

平成21年の特別支援学級の生徒数は小学校215人、中学校89人で、あわせて304人となっています。

平成16年以降の動向をみると、おおむね増加傾向にあり、平成16年から平成21年までの間に生徒数は1.64倍に増加しています。

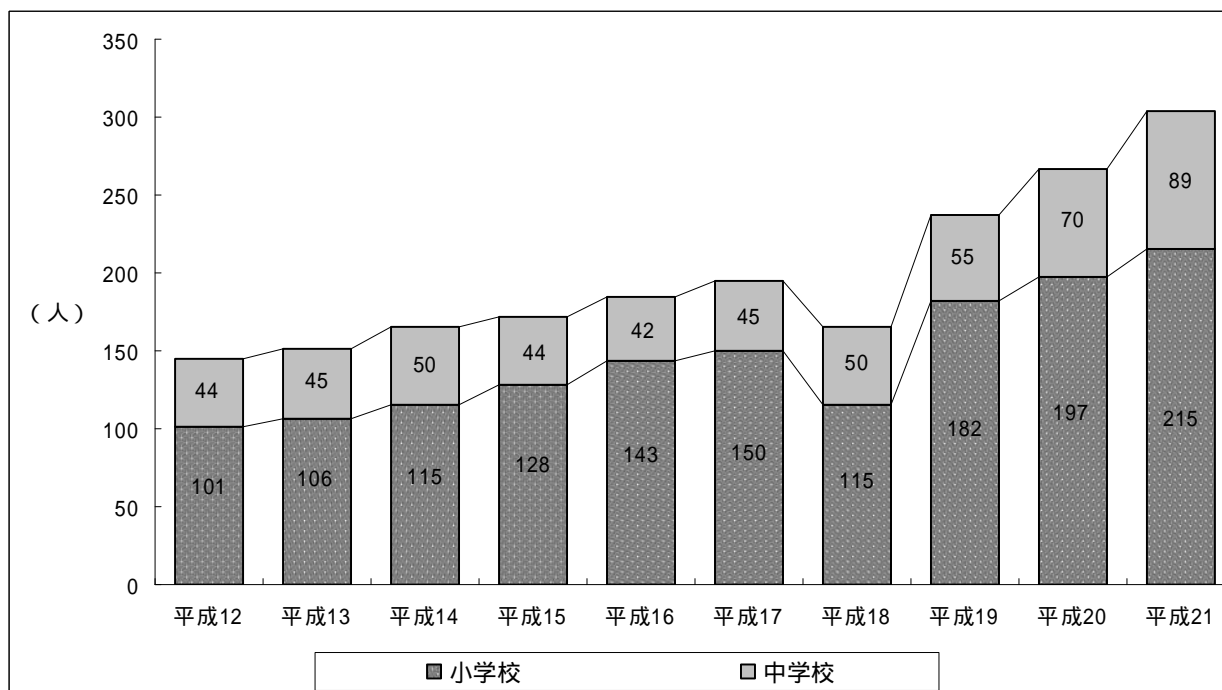
表10 特別支援学級生徒数の推移

各年5月1日現在(単位:人)

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
小学校	101	106	115	128	143	150	115	182	197	215
中学校	44	45	50	44	42	45	50	55	70	89
合計	145	151	165	172	185	195	165	237	267	304

資料)大和市「保健と福祉」各年版

グラフ14 特別支援学級生徒数の推移



3 障がい児の保育園別入園状況

平成20年の障がい児入園者数は、30人でした。前年までの約1.5倍の水準となっています。また、平成18年以降は公立に加えて、私立の保育園に入所する児童が増えてきています。

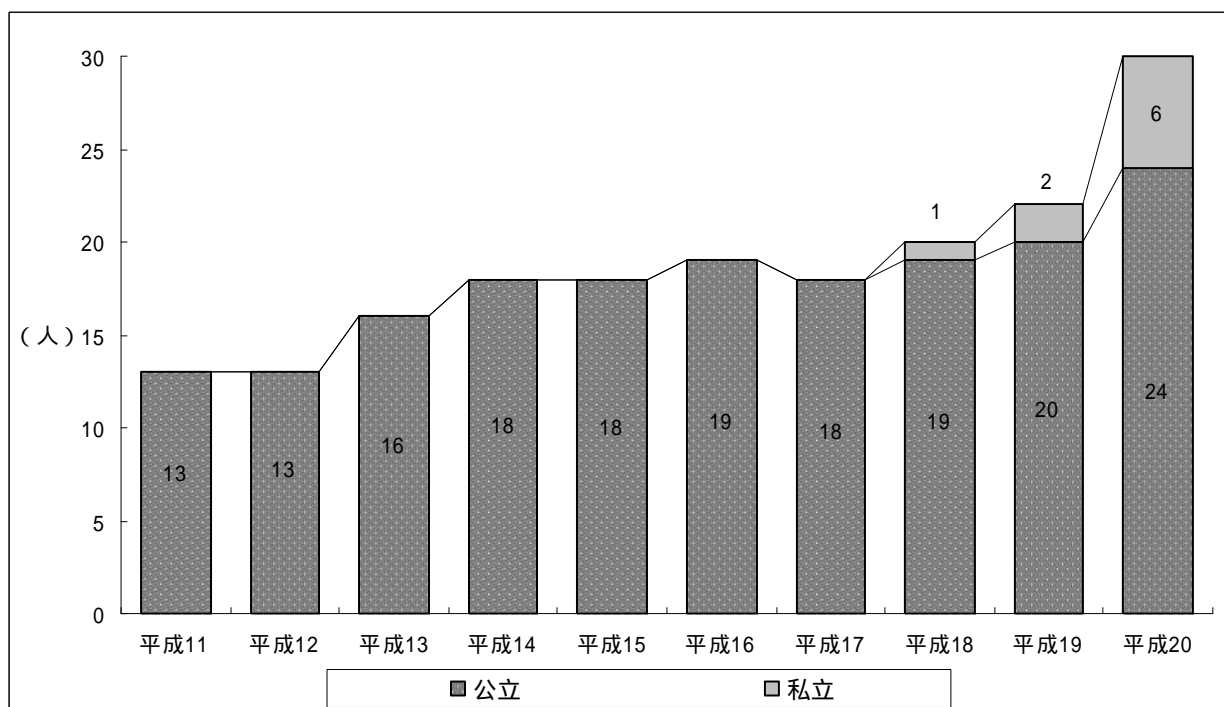
表1-1 公立・私立別障がい児入園者数の推移

各年4月1日現在(単位:人)

	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
公立	13	13	16	18	18	19	18	19	20	24
私立	0	0	0	0	0	0	0	1	2	6
合計	13	13	16	18	18	19	18	20	22	30

資料)大和市「保健と福祉」各年版

グラフ1-5 公立・私立別障がい児入園者数の推移



第4節 障害程度区分認定の状況

1 障害程度区分認定者数

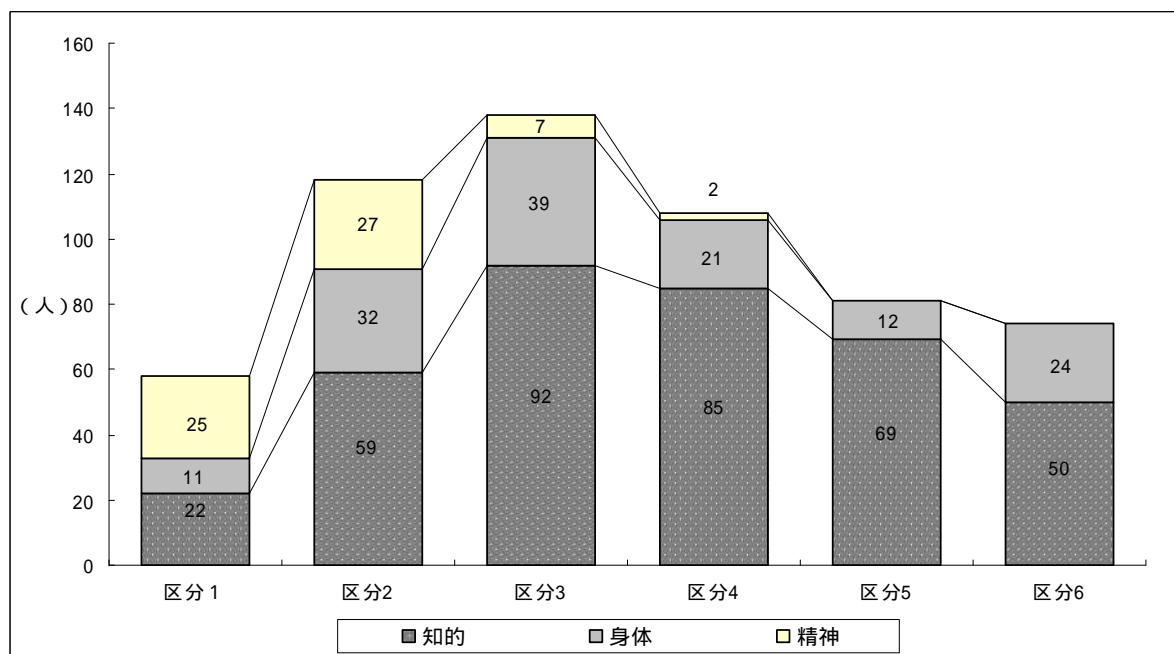
表1-3 障害程度区分認定の状況

平成21年3月31日現在（単位：人）

主たる障がい区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	総計
身体	11	32	39	21	12	24	139
精神	25	27	7	2	0	0	61
知的	22	59	92	85	69	50	377
合計	58	118	138	108	81	74	577

資料) 障がい福祉課調べ

グラフ1-6 障害程度区分認定の状況



居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所など介護給付に関するサービスを受けるためには、障害程度区分認定が必要となります。

障害程度区分は、訪問等による基本調査に基づきコンピュータによる一次判定と、それを原案とし、主治医の意見書による医学的見解と併せ、医療、保健、福祉に関する専門家らで構成される認定審査会による二次判定の2段階で行われます。

大和市障がい福祉計画理念・体系（案）

1.（仮称）障がい者福祉計画体系たたき台の提示について

ここに示す計画体系は、法制度の位置づけ、上位計画、関連計画の方向性、前期計画策定以降の障がい者福祉行政の動向をふまえ、今後の検討のたたき台として、お示ししているものです。今後、障がい者意識調査、および団体ヒアリング等の結果をふまえ、適宜内容の検討を加えていくものとなります。

理念の視点 個人の尊重（人権の尊重）・差別の禁止/ 支えあいによる地域福祉の推進/ 地域生活の推進/ 自立した生活の支援

**障害者基本法:
理念**

すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障害者自立支援法

障害者の**地域生活と就労を進め、自立を支援する。**
(障害者基本法の基本理念の具現化)

- 1 障害者の福祉サービスを「一元化」
- 2 障害者がもっと「働ける社会」に
- 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
- 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

大和市第8次大和市総合計画

基本構想 将来都市像
「健康創造都市 やまと」
基本構想 基本目標
人の健康:「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」
まちの健康:「安全と安心が感じられるまち」
社会の健康:「豊かな心を育むまち」/「市民の活力があふれるまち」
基本計画 個別目標
「**支えあいによる地域福祉を推進する**」
「子どもの生きる力を育む」/「互いに認め合う社会をつくる」

**障害者基本計画
横断的視点**

1. バリアフリー化の推進
2. 利用者本位の支援
3. 障害者の特性を踏まえた施策の展開
4. 総合的かつ効果的な施策の推進

かながわ障害者計画:理念

ノーマライゼーション推進/ 地域リハビリテーション推進

基本方針

1. 人権の尊重
2. 利用者本位の支援
3. 社会のバリアフリー化の推進
4. 障害の特性を踏まえた施策の展開
5. 計画の効果的な推進

かながわの障害福祉ランドデザイン

障害者の地域生活支援に焦点をあて、施策を明確化

大和市地域保健福祉計画
理念

「みんなで進める地域保健福祉社会の実現」
やまとハートフルプラン(H19～H20年度)
基本理念・目的
障害者基本法・障害者自立支援法・大和市自治基本条例の基本理念・目的を踏まえ推進
計画の目標
基本目標:一人ひとりが大切にされるまちをつくる

基本理念の方向

障がいのある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心してその人らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康創造都市 やまと」の実現を目指します。

2.(仮称)障がい者福祉計画体系たたき台の考え方

項目	方針・盛り込みたい考え方	素材や内容のイメージ
<p>1. 理念 大和市の障がい者計画が追求していくもの</p>	<p>法律・上位計画・関連計画の理念をつなぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約・障害者基本法の理念 ・ 障害者自立支援法の理念 ・ 障害者基本計画、県計画の流れ ・ 上位計画の理念（総合計画） ・ 関連計画の理念（地域保健福祉計画） 	<p>個人の尊重や差別の禁止・撤廃</p> <p>地域生活や就労の推進による自立支援</p> <p>地域リハビリテーション、ソーシャルインクルージョンの推進</p> <p>健康創造都市（人、社会、まちの健康）</p> <p>誰もが主役、関係をつなげる、一人ひとりの少しの変化が豊かな地域につながる</p>
<p>2. めざす姿 施策の実施を通してめざす社会の姿</p>	<p>障がいにおける健康創造都市の意味を明らかにする</p> <p>人、まち、社会を、障がいの視点で展開する</p>	<p>体の健康だけでなく、心の健康もふくんだ視点</p> <p>自分の健康だけでなく、周囲の人達の健康への配慮をもてる健康な社会にまで広げた意味を含む</p> <p>人（心の健康と体の健康）とまち（都市や空間、施設や拠点）と、社会（家庭や地区、地域）のあるべき姿</p>
<p>3. 方針 1 4. 方針 2</p>	<p>人権の尊重や差別の禁止をスタンダードとして位置づける</p> <p>障がい者を受け入れる素地を、自然に地域に浸透させる</p> <p>障がい者が地域に出て行く、地域に開く環境を整える</p> <p>障がい者の多様なニーズに対応できるような柔軟な支援</p> <p>物理的な障がいを取り除く</p>	<p>施策のはざまの課題、社会的経済的弱者への負担を浮き彫りにする。</p> <p>防災テーマなど地域住民が障がい者と関わる必然性を明らかにしておく。また文化やスポーツなど、共有できるテーマを位置づける。</p> <p>地域移行の意志を阻害しない為の保健医療等の環境や体制の整備。</p> <p>自立を支援するメニュー整備と、ニーズに応じた柔軟な運用の実現。</p> <p>地域に出る意志を妨害する物理的バリア、を取り除く。</p>
<p>重点的な取り組み (方向性)</p>	<p>人間の尊厳や人権の意識が浸透すること</p> <p>地域と共に自立した生活の幅が広がること</p> <p>自立支援の多様な仕組みが構築されること</p>	

3.(仮称)障がい者福祉計画体系

(基本理念の方向)障がいのある人、一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心してその人らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康創造都市 やまと」の実現を目指します。

理念	めざす姿(将来像)	方針1	方針2	事務事業(一例)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一人ひとりが、地域の 一員として 『私』らしく生活しているまち</p>	<p>心と体の健康 障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち、子どもも生き生き育つまち</p>	<p>1.個人の尊重(人権の尊重と差別の禁止)</p>	<p>1.権利擁護の推進 4.相互理解の基礎づくり 5.自殺対策の充実</p>	<p>地域福祉権利擁護支援事業 人権啓発事業 自殺対策事業</p>
	<p>活動を促すまちや拠点 災害などいざという時の安全と、安全を守る拠点のあるまち。活動を促進する都市空間やネットワークが整うまち</p>	<p>2.支え合いによる地域福祉の推進 (地域の受け皿づくり)</p>	<p>6.地域で支える仕組みづくり 7.文化・レク・スポーツ活動 8.防災・緊急体制の充実</p>	<p>障害者団体支援事業 NPO団体との連携(協働事業) 災害時要援護者支援事業</p>
	<p>家庭と地域の健康 人とのつながりから安心が感じられるまち、他人を思いやる健やかな心を育むまち、市民の活力に支えられるまち</p>	<p>3.地域生活の推進 (当事者が地域に出る)</p>	<p>9.相互理解と交流機会の充実 10.地域生活移行の推進 11.保健・医療の充実</p>	<p>障害者施設での地域交流 グループホーム設置促進事業 各種健康審査事業</p>
		<p>4.ライフステージに応じた生活の支援</p>	<p>12.情報提供の充実 13.地域生活支援サービスの充実 14.相談体制の充実 2.障がい児教育の充実 3.保育・療育体制の充実 15.就労の支援 16.外出への支援 17.障がい者施設の整備 18.経済的負担への支援</p>	<p>ネット等での障害福祉情報の提供 各種支援サービス 自立支援センター運営事業 交流教育の推進(事務事業にない 幼児期からの交流事業 障がい者の雇用促進 移動制約者移送サービス事業 施設建設費償還支援事業 福祉手当支給事業・医療費助成</p>
		<p>5.快適な生活空間の整備</p>	<p>19.住まいの場の整備 20.生活環境のバリアフリー化</p>	<p>住宅設備改良費助成 民間施設の整備・改善要請 バリアフリー特定経路整備事業</p>